



Techtronic Industries

現代奴隷制および人身売買の 防止に関する方針

POLICY AGAINST MODERN SLAVERY
POLICY AGAINST MODERN SLAVERY
POLICY AGAINST MODERN SLAVERY
POLICY AGAINST MODERN SLAVERY
POLICY AGAINST MODERN SLAVERY
AND HUMAN TRAFFICKING
AND HUMAN TRAFFICKING
AND HUMAN TRAFFICKING
AND HUMAN TRAFFICKING

目次

1.	概要	3
1.1	はじめに	3
1.2	目的	3
1.3	適用範囲	3
2.	方針の要件と内容	4
2.1	期待事項	4
2.2	要件	4
3.	違反の報告	6
4.	違反した場合の結果	6
5.	強制労働者、人身売買、および現代奴隷制の警戒信号と兆候	7

1. 概要

1.1 はじめに

Techtronic Industries Company Limited (以下、「TTI」または「当社」)では、労働者の権利が守られることで、地域社会、経済、そして企業に繁栄がもたらされることを認識しています。あらゆる労働者(従業員、請負労働者、訓練生、季節労働者、派遣労働者など)に尊厳と敬意をもって接することが、優良企業市民として行動するという当社のコミットメントの基本要素です。当社では、とりわけ、強制労働(または、現代奴隷制)、違法な児童労働、および現代奴隷制や性的搾取を目的とする違法な人身取引(以下、「人身売買」)のない労働環境の構築に取り組んでいます。

当社は、大手製造会社として、TTIと当社が取引するサプライヤーが現代奴隷制や人身売買にあたるいかなる活動にも関与せず、またそのような活動に同意しないよう努めています。この実現のため、TTI、当社の従業員、当社と取引のあるサプライヤーは、この現代奴隷制と人身売買に関する方針に定められている基準に従わなければなりません。

1.2 目的

この現代奴隷制と人身売買に関する方針は、次のことを目的としています。

- TTIの施設で直接監督を受けているか、サプライヤーがTTIから業務委託を受け、その業務の中で間接的に監督を受けているかにかかわらず、TTIの従業員とサプライヤーが業務の遂行において現代奴隷制と人身売買を防止するために従わなければならない基準、期待事項、および要件を定めること。
- TTIやサプライヤーの業務において現代奴隷制と人身売買の防止、検出、撲滅を行うための取り組みについて定めること。

本方針は、TTIが現代奴隷制と人身売買の防止に関する次のような国際法上の義務、顧客へのコミットメント、およびベストプラクティスの遵守を促進するためのものです。

- カリフォルニア州サプライチェーンの透明性に関する法律 (http://www.leginfo.ca.gov/pub/09-10/bill/sen/sb_0651-0700/sb_657_bill_20100930_chaptered.pdf)
- 英国現代奴隷法 (2015年) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/contents/enacted>)
- 国際連合ビジネスおよび人身売買に関する指針 (http://www.ohchr.org/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf)
- オーストラリア2018年連邦現代奴隷法および2018年ニューサウスウェールズ州現代奴隷法 (<https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00153>) and (<https://www.legislation.nsw.gov.au/#/view/act/2018/30>)

1.3 適用範囲

この現代奴隷制と人身売買に関する方針は、次の者に適用されます。

- TTIおよびTTIが全部または一部を所有しているすべての子会社、ならびにこれらのすべての従業員、役員、派遣従業員、臨時労働者(代理業派遣労働者を含む)、アルバイト、および独立請負労働者(以下、「従業員」)
- TTIのすべてのサプライヤー、バンダー、および商品やサービスをTTIに提供するその他の第三者(以下、「サプライヤー」)

2. 方針の要件と内容

2.1 期待事項

TTIは、業務や業務支援、または製品の製造や流通において、従業員やサプライヤーが強制労働、児童労働、人身売買を使用することを許しません。以下の各期待事項は、すべての従業員とサプライヤーに適用されます。

2.1.1 TTIの従業員とサプライヤーは、

- 搾取を目的として、直接的にも間接的にも、いかなる形式の人身取引や人身の強制移動にも加担してはなりません。
- 他者の性的搾取に対する関与、助長、支援を行ってはなりません。
- 業務の遂行にあたり、強制労働や本人の意思によらない労働者を使用してはなりません。
- 身分証明書や入国管理文書を手に置き、本人によるこれらの利用を拒否してはなりません。

2.1.2 TTIの従業員とサプライヤーは、TTIの倫理・行動規範とビジネスパートナー向け行動規範、さらに人事方針を遵守します。

2.2 要件

2.2.1 意識向上と証明

強制労働、児童労働、人身売買の当社による禁止については、TTI従業員向け行動規範 (http://www.ttigroup.com/en/our_company/guiding_principles/code_of_ethics_download)、TTIビジネスパートナー向け行動規範 (http://www.ttigroup.com/en/our_company/guiding_principles/business_partner_code_of_conduct_en.pdf)、本方針に定められています。すべてのTTI従業員と外部業者は、当社の規範、上述の方針（自身に適用されるもの）、および本方針を読み、理解し、これらの遵守を証明する責任があります。証明プロセスでは、知っている限りにおいて、TTI製品に用いられる材料が奴隷制の防止や人身売買の防止に関する適用法を遵守して生成されていることを証明する必要があります。

2.2.2 説明責任と管理

TTIのマネージャーは、直接的または間接的に管理している従業員が本方針を遵守し、必要な証明または研修を完了するよう徹底する責任を負います。TTIでは、TTIの管理職、従業員、サプライヤーが本方針で明らかになった要件を確実に遵守するよう、説明責任に関する基準と監視手順を設けています。

2.2.3 研修

TTIは、主なサプライチェーン管理担当者に向けて、現代奴隷制と人身売買に関する研修を実施しています。TTIは、サプライヤーに対し、奴隷制の防止と人身売買の防止に関する要件の業務におけるコンプライアンスを確認するためのフレームワークを提供しています。

2. 方針の要件と内容

2.2.4 検証、監査、および調査

製造会社として、TTIは、TTIにおける従業員による業務および管理業務、ならびにサプライヤーにおける業務に関して、現代奴隷制と人身売買に関するリスクを認識し、現代奴隷制と人身売買について検証、評価、対処を行うために次の措置を講じます。

- 従業員による倫理・行動規範（現代奴隷制および人身売買の禁止を含む）の遵守状況の証明、サプライヤーによるビジネスパートナー向け行動規範（情報要請や状況の変化の開示を含む）の遵守状況の証明
- 主要なサプライヤー契約への奴隷制および人身売買を禁止する条項の追加
- 現代奴隷制や人身売買に関するリスク評価
- リスクの高い業務やサプライヤーに対する現場視察や監査
- 明らかになった非準拠に対する必要な是正措置計画

TTIのすべての従業員、サプライヤー、およびTTIの業務に携わる第三者は、TTIによる内部および外部の監査および調査に全面的にかつ速やかに協力し、質問、情報要請、および調書のすべてに誠実に応じなければなりません。

3. 違反の報告。

TTIの従業員やサプライヤー、またはTTIに商品やサービスを提供したりTTIに代わって商品やサービスを提供したりする事業体や個人はすべて、不適切な行動について知った場合や情報を持っている場合、それをTTIの法務・コンプライアンス部に報告しなければなりません。当社では、報復禁止との方針に従って業務を行います。すなわち、当社に報告を行ったことに対して報復されることはありません。法律によって許可される場合、当社は、報告者のプライバシーを守り、報告の事実を秘密にするために最善の努力を払います。

当社への連絡を行う方法は複数あります。苦情の解決に関する方針と手順を参照してください。 <https://www.ttigroup.com/our-company/about-tti/our-policies/complaint-resolution-policy-and-procedure/>

4. 違反した場合の結果。

- 4.1 情報や文書の隠ぺい、削除もしくは廃棄、調査員による従業員への接触に対する制限、または虚偽の情報提供など、TTI従業員が本方針に関する監査や調査に協力しなかった場合、それを理由として、適用法に従い、解雇を含む懲戒処分が課される可能性があります。
- 4.2 TTI従業員が本方針を遵守しなかったときは雇用契約の違反とみなされます。その場合、従業員には解雇を含む懲戒処分が課される可能性があります。
- 4.3 本方針の違反やその疑いについて報告を怠った従業員やサプライヤーは、適用法で容認される範囲で、本方針に違反したとみなされる場合があります。
- 4.4 本方針を遵守することは、TTIとビジネスを行うための必須条件です。第三者である業者が現代奴隷制や人身売買に関与した場合、TTIは、その業者との契約を解除します。
- 4.5 違反者はさらに、民事罰や刑事罰を科される可能性があります。

5. 5. 強制労働者、人身売買、および現代奴隷制の警戒信号と兆候。

以下は、強制労働や人身売買の警戒信号や兆候となり得る場面の一覧です。TTIやサプライヤーの業務を監督する従業員は、これを参考にしてください。

労働条件と生活状況

- 本人の意思で自由な出入りや移動ができない
- 賃金の未払い、極めて少額の支払い、チップのみの支払い
- 過度の長期労働、異常な労働時間帯
- 職場での休憩の禁止、異常な制約
- 多額の借金を抱えており、返済できそうにない
- 業務に関する虚偽の取り決めを通じて雇用されている
- 不要な場所に強力なセキュリティ対策が講じられている（窓への目隠しや板張り、窓の格子、有刺鉄線など）
- 労働時間のデータが労働者の説明と食い違っている

不健康、労働者の異常な態度

- 怯え、不安、憂鬱、服従的、緊張、被害妄想的といった様子が見られる
- 警察が話題に上ると不審な態度を見せる
- 例え要請された時でも、視線を合わせない
- 医療が不足していたり、雇用主が医療サービスを拒否したりしている
- 栄養が不足しているように見えたり、有害な化学物質に晒された症状が表れたりしている
- 身体的や性的な虐待、拘束、監禁、拷問の痕跡が見られる
- 時間の感覚がなく、今日の日付が分かっていない

管理権の欠如

- 個人の所有物がほとんどないかまったくない、またはすべての所有物が職場に置かれている
- 金銭、財務記録、銀行口座を本人が管理していない
- 身分証明書（IDやパスポート）を本人が管理していない
- 単独での発言が許可されていない（第三者が翻訳のための立ち会いを強く求める）
- 訪問しているだけではっきりした居住先の住所はないと主張している
- 今いる場所がどこかよく分かっていない

